

令和 7 年 1 月 2 9 日

一般社団法人 岐阜県医師会長
公益社団法人 岐阜県歯科医師会長
一般社団法人 岐阜県病院協会会長

} 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長

令和 7 年度外来機能報告対象医療機関となる無床診療所について

平素から医療行政に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号）の一部が令和 4 年 4 月 1 日付けで施行され、毎年度、外来機能報告（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 18 の 2 第 1 項及び同法第 30 条の 18 の 3 第 1 項の規定に基づいて行われる報告をいう。以下同じ。）を行うこととなっています。

このことについて、厚生労働省委託事業者等より、令和 5 年度のレセプトデータにより抽出した、「紹介受診重点外来」を行っている蓋然性の高い無床診療所に対し、外来機能報告を行う意向を確認するため、2 月に委託事業者等からはがきを送付し、当該無床診療所から委託事業者等へ令和 7 年 2 月 28 日までに返送していただくこととしています。

下記について厚生労働省から周知依頼がありましたので、内容を御了知いただくとともに、貴会会員等への周知にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 外来機能報告を行う意向の確認について

令和 5 年度のレセプトデータにより抽出した、「紹介受診重点外来」を行っている蓋然性の高い無床診療所以外で外来機能報告を行う意向がある無床診療所については、令和 7 年 2 月 28 日までに下記委託事業者等のコールセンターへ直接お問い合わせをお願いいたします。

【委託事業者等コールセンター】

○病床・外来機能報告お問い合わせ窓口

0120-989-873（参加意向調査専用電話番号）（平日 9 時から 17 時まで）

※問い合わせ窓口の開設期間は令和 7 年 2 月 3 日から 2 月 28 日です。

2. 意向確認を行う期間以外の期間について

令和7年3月1日以降の問い合わせについては、下記岐阜県問い合わせ先までご連絡をお願いします。

【岐阜県問い合わせ先】

○岐阜県健康福祉部医療整備課医療企画係

058-272-1111 内線 3236

岐阜県医療整備課 医療企画係 担当係長 宮崎 担当 宮原 TEL 058-272-1111 (3236) 直通 058-272-1860 FAX 058-278-2623 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
